



手続きの流れ（商標）

1. ヒアリング&簡易調査

出願（申請）したい商標（文字やロゴマーク）と、その商標を使用したい商品やサービスの内容をお伺いします。商標の場合、これらの内容に基づいてJ-PlatPat（特許庁が提供する特許情報提供サービス）を使った簡易調査を行います。

簡易調査の結果を参考にして出願をするか否かをご判断ください。

2. 出願（申請）

出願（申請）をすることが決まったら、ヒアリングの内容と簡易調査の結果に基づいて出願書類の案文をお作りします。案文をお届けするまでに、1～2週間程度かかります。届いた案文がご要望に沿った内容になっていることをご確認ください。

案文の内容に問題がなければ、その内容で特許庁に出願します。

商標の出願は特許出願のような審査請求の手続きは不要です。出願をすれば自動的に審査に取り掛かってくれます。

3. 審査

出願をすると特許庁で出願内容が審査されます。

出願をしてから最初の審査結果が出るまでに4～5ヶ月程度かかります。

4. 審査対応（拒絶対応、中間処理）

審査が終わると特許庁から審査結果が通知されます。

登録NGの通知（拒絶理由通知）を受けてしまった場合でも、その通知の後、40日以内に適切な対応策をとれば、特許庁で再度審査をしてくれます。たとえば、出願した商標と既に登録されている商標の違いを説明したり（意見書の提出）、使用する商品の範囲を狭める修正をすると（補正書の提出）、その内容が考慮されて登録を受けられる場合があります。

なお、意見書や補正書の案文をお届けするまでに、1～2週間程度かかります。

5. 権利設定

登録OKの通知（登録査定）を受けた場合、その通知の後、30日以内に、10年分の設定登録料を納付すると、商標権が設定されます。

商標権が設定されると、登録証が交付され、商標登録の内容が公報に掲載されます。

なお、設定登録料は5年分ずつに分割して納付することができます。ただし、10年分を一括納付する場合よりも割高となります。

6. 更新

商標権の権利期間は登録日から10年です。

ただし、商標権の権利期間は申請により何度でも更新することができます。すなわち、10年毎に更新申請を繰り返すことにより永久に商標権を持続させることができます。

権利期間を更新するためには、権利期間が満了する前に10年分（又は5年分）の更新登録料を納付する必要があります。